

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子どもを望む夫婦の不妊及び不育症による精神的及び経済的な負担の軽減を図り、村民が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義を当該各号に定める。

(1) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)

イ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 70 号)

ウ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)

オ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)

カ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)

(2) 一般不妊治療 医療保険各法に規定する療養の給付の適用の内外問わず、タイミング法及び人工授精による不妊治療のうち、投薬、処置等をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 夫婦以外の第三者からの精子、卵子、または胚の提供による不妊治療

イ 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入して行う不妊治療

(3) 不妊検査 医療保険各法に規定する療養の給付の適用の内外問わず、医師が不妊の原因を調べるために必要と認める一連の検査をいう。

(4) 生殖補助医療 保険適用となる体外受精、顕微授精(医師の判断に基づき、やむを得ず中断した場合についても、卵胞が発育しない等の理由により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成対象とする。)及び男性不妊の手術(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術費用及び凍結費用が対象)による治療をいう。

(5) 先進医療 前号の治療と合わせて行った、厚生労働大臣が告示した先進医療(以下「先進医療」という。)であって、その実施期間として地方厚生局に届出を行い承認されている保険医療機関で実施するものをいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 夫婦以外の第三者からの精子、卵子、または胚の提供による不妊治療

イ 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの

ウ 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの

(6) 不育症治療 不育症と診断されたものが妊娠した場合において、国内の医療機関にて行った、ヘパリン又はアスピリンを主とした治療をいう。

(7) 医療機関等 産科、婦人科、産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関または調剤薬局で会って、一般不妊治療管理料にかかる届出を行っている保険医療機関等(健康保険法第 3 条第 13 項に規定する保健医療機関等)をいう。

(助成の対象者)

第 3 条 この告示に定める助成の対象者は、申請日及び第 5 条に規定する助成期間において夫婦であって、その両方が住民基本台帳法に基づき本村の住民基本台帳に登録されているもので、次の各号区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 一般不妊治療または不妊検査(以下「一般不妊治療等」という。)に要した費用の助成の対象となるものは次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

ア 医療保険各法に基づく被保険者、組合員もしくはそれらの者の被扶養者であること。

イ 助成を申請しようとする一般不妊治療等について、他の市町村から助成を受けていないこと。

ウ 夫婦及び同一世帯員全てが村税、住宅使用料、水道使用料及び奨学金貸付料等を滞納していないこと。

- (2) 生殖補助医療及び先進医療(以下「生殖補助医療等」という。)に要した費用の助成の対象となる者は次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
- ア 申請日において、宮崎県不妊治療費支援事業実施要綱(令和5年11月8日宮崎県福祉保健部健康推進課。以下「県不妊治療要綱」という。)で定める助成金の給付決定を受けていること。
 - イ 体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療を受けた夫婦であって、その治療以外によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断された夫婦であること。
 - ウ 申請日において、前条に規定するいずれかの治療が終了していること。
 - エ 助成を申請しようとする不妊治療について、宮崎県以外の地方公共団体から助成を受けていないこと。
 - オ 夫婦及び同一世帯員全てが村税、住宅使用料、水道使用料及び奨学金貸付料等を滞納していないこと。
- (3) 不育症治療に要した費用の助成対象となる者は次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
- ア 申請日において、宮崎県不育症治療費助成金給付要綱(平成27年4月1日宮崎県福祉保健部健康推進課。以下「県不育症治療要綱」という。)で定める助成金の交付決定を受けていること。
 - イ 申請日において、前条に規定するいずれかの治療が終了した者。
 - ウ 妻が医療保険各法に基づく被保険者、組合員もしくはそれらの者の被扶養者であること。
 - エ 助成を受けようとしている不育症治療にかかる費用について、宮崎県以外の地方公共団体から助成を受けていないこと。

(助成の対象となる費用)

第4条 この告示に定める助成の対象となる費用(以下「対象経費」という。)は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般不妊治療等 対象者が負担する一般不妊治療等に要した費用(文書料、個室料等治療に直接関係のない費用を除く。)及び一般不妊治療等に関し、医療機関において交付された処方箋により調剤した薬局に対象者が支払った費用とする。ただし、保険者が医療保険各法の規定及び保険者独自の規定に基づき負担する額がある場合は、その額を控除した額を助成するものとし、不妊治療に直接要した費用と認められないものについては助成の対象としない。
- (2) 生殖補助医療等 県不妊治療要綱で規定された治療を受けた場合の費用のうち、県からの助成額を控除した額とする。ただし、保険者が医療保険各法の規定及び保険者独自の規定に基づき負担する額がある場合は、その額を控除した額を助成するものとし、不妊治療に直接要した費用と認められないものについては助成の対象としない。
- (3) 不育症治療 県不育症治療要綱で規定された治療を受けた場合の費用のうち、県からの助成額を控除した額とする。ただし、保険者が医療保険各法の規定及び保険者独自の規定に基づき負担する額がある場合は、その額を控除した額を助成するものとし、不育症治療に直接要した費用と認められないものについては助成の対象としない。

(助成の期間及び額)

第5条 一組の夫婦に対する助成の期間(以下「助成期間」という。)は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 一般不妊治療 治療を開始した日から起算して、24月以内の期間とする。ただし、医師の診断その他やむを得ない事情により治療を中断した場合においては、当該中断した期間に相当する日数を村長が適当であると認める範囲において当該中断した期間に相当する日数を村長が適当であると認める範囲において助成期間に加算することができる。
- (2) 不妊検査 不妊検査を開始した日の属する月から起算して60月以内の期間とする。
- (3) 生殖補助医療等 県不妊治療要綱に基づく1回の助成に係る対象期間とする。
- (4) 不育症治療 県不育症治療要綱に基づく1回の対象期間とする。

2 助成の額は、不妊検査については第4条に定める助成の対象となる額の10割、一般不妊治療、生殖補助医療等及び不育症治療については第4条に定める助成の対象となる額の9割とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、諸塚村不妊治療費等助成事業申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に申請するものとする。

(1) 一般不妊治療

- ア 諸塚村不妊治療費等助成事業受診証明書(様式第2号)
- イ 諸塚村不妊治療費等助成事業受診証明書(薬剤分)(様式第3号)
- ウ 医療機関等発行の領収書
- エ 高額療養費を受給したことを確認する書類
- オ その他村長が必要と認める書類

(2) 生殖補助医療及び先進医療

- ア 宮崎県不妊治療費支援事業給付決定通知書の写し
- イ 宮崎県不妊治療費支援事業受診等証明書の写し
- ウ 高額療養費を受給したことを確認する書類
- エ その他村長が必要と認める書類

(3) 不育症治療

- ア 宮崎県不育症治療費助成金給付決定書の写し
- イ 宮崎県不育症治療費助成事業受診等証明書の写し
- ウ 医療機関等発行の領収書
- エ 高額療養費を受給したことを確認する書類
- オ その他村長が必要と認める書類

2 前項の申請は、助成期間が終了した日から1年以内に行わなければならない。

3 前項第1項第1号の申請のうち、不妊検査に係る申請は、一組の申請につき1回限りとする。

(助成の決定)

第7条 村長は、助成をすることを決定したときは、諸塚村不妊治療費等助成事業交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

2 村長は、助成の適性を判断するために必要に応じて、他の地方公共団体への助成金の交付申請に係る情報の照会もしくは提供又は、医療機関等への治療内容の照会等を行うことができる。

(助成金の返還)

第8条 村長は、本要綱に違反し、又はその他不正な行為によって助成金の給付を受けた者がある場合は、助成金の全部または一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に村長が定める。

附則

1 この要綱は、交付の日から施行する。

2 諸塚村一般不妊治療費等助成金給付事業要綱(平成25年4月1日策定)及び諸塚村特定不妊治療費助成金給付事業要綱(平成25年4月1日策定)は廃止する。